

## 消防用設備等研修

### ○【研修内容】

消防法第 17 条に規定される消防用設備等（建築基準法等に規定される他の施設を含む。以下同じ。）についての知識に係る研修を行う。

#### （１）消防用設備等の種類

- ア 消火、警報及び避難設備等の消防の用に供する設備
- イ 消防用水
- ウ 消火活動上必要な施設（排煙設備、連結散水設備、連結送水管、緊急離着陸場）
- エ 建築基準法及び高層建築物の防災設備等に関する指導要綱で規定される他の施設

#### （２）各消防用設備等の設置要件及び目的

#### （３）消防活動における有効活用方法

#### （４）消防署管内における活用可能な消防用設備等の設置対象物

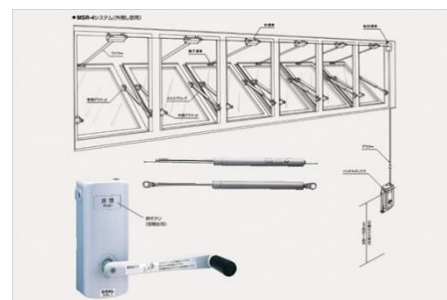
#### （５）（４）の防火対象物の特性等

（設備検査等を行った上での情報等の提供）

### ○【消火活動上必要な施設】

#### （１）排煙設備とは

排煙設備は、消防法と建築基準法の両方で規定されている。消防法での排煙設備は、「消火活動上必要な施設」の一種になっており、消防活動支援が設置目的となっています。建築基準法では、消防活動支援の他、避難安全目的も含んでいます。



#### （２）連結散水設備とは

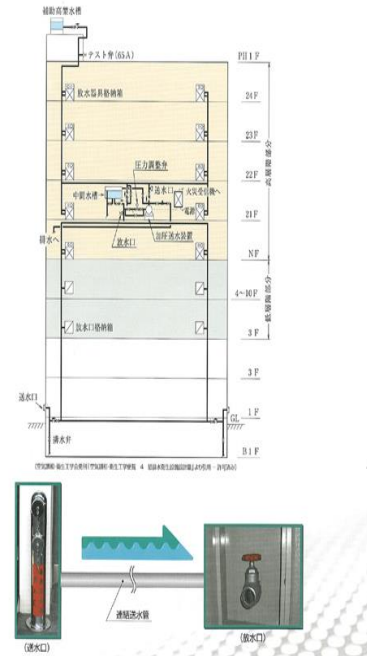
連結散水設備は、地下室火災のための設備で、火災による煙、有毒ガス、熱気のため、消防隊が地階へ進入することが困難となり、消火活動等に支障があるため設けられる設備



### (3) 連結送水管とは

7階建、5階建 6,000 m<sup>2</sup>で設置。

この他、50m以上のアーケード、地下街 1,000 m<sup>2</sup>に設置される。



### (4) 緊急離着陸場とは

建築物の高さ 31mを超える建築物で、100m未満の高層建築物に設置される緊急離着陸場又は緊急救助スペース

- ① 緊急救助スペースの長さ幅は、10m以上
- ② 境界線、OR（直径5m）の標識、認識番号等黄色の夜光性塗料等で表示
- ③ 待機場所は 50 m<sup>2</sup>以上
- ④ 夜間照明、脱落転落防止、消防設備等は緊急離着場の例による。

